

第6節 規制・制度改革等に関する取組

I 規制・制度改革に関する取組

1. 概要

政府においては、「規制改革推進会議」やその下に設置されたWG等において、規制・制度改革に関する議論が進められ、各重点分野から構成される「規制改革実施計画」が策定されている。

なお、同計画に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

また、広く国民の声を集めて、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結びつけるため、2020年9月に開設された「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」（2013年3月に開設された「規制改革ホットライン」を改組）には、規制改革・行政改革に関する提案が定期的に寄せられている。

2. 実績

- (1) 2023年「規制改革実施計画」（2023年6月16日閣議決定）に盛り込まれた事項について、一部規制の見直しを行った。

※詳細については「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」を参照
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_plan_followup.html

- (2) 「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」に寄せられた金融庁関連の提案について、2023事務年度においては、172件の回答を行い、その一部については、規制の見直しを行った。

※詳細については内閣府ホームページ（「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」で受け付けた提案及び所管省庁からの回答について）を参照
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/h_index.html

II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

1. 概要

産業競争力強化法（2014年1月20日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「新事業特例制度」が

創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「新事業特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常、照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

また、生産性向上特別措置法（2018年6月6日施行）に基づき、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」）が創設され、内閣官房に一元的窓口が設置された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。なお、生産性向上特別措置法は、2021年6月16日に廃止されたものの、同制度は、産業競争力強化法（2021年6月16日改正）に移管され、恒久化された。

2. 実績

2023事務年度において、金融庁は事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書を5件受け付け回答した。新事業特例制度に基づく要望については提出を受けなかった。規制のサンドボックス制度についても、金融庁として新たに認定した実証計画はなかった。